

盛岡広域振興局長告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年1月13日

盛岡広域振興局長 杉原永康

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200840	株式会社ケアサポート 岩手さくら会	さくら会紫波訪問介護 事業所	紫波郡紫波町二日町字 西七久保46番地4	平成27年1月31日